

佐賀県告示第 215 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 4 項の規定により、平成 29 年 6 月 9 日佐賀県告示第 427 号で指定した要措置区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成 30 年 5 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定を解除する要措置区域

唐津市二夕子一丁目 117 番の一部及び 124 番 1 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項に定める基準に適合していなかった特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

3 1 の要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去